

現場代理人及び主任技術者等の適正配置について

天理市役所総務課入札審査室

本市発注工事における、現場代理人及び主任技術者等の配置に関する留意事項を以下のとおりまとめましたので、契約の適正な履行及び当該工事の適正な施工体制の確保にあたりご留意いただきますようお願いいたします。

1. 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係であることが必要です。本市においては、入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることを条件とします。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務付けています。

「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人になることはできません。特別な場合については、別添 2「建設工事に係る現場代理人について（天理市総務課入札審査室）2. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について」によるものとし、兼務できる工事の件数は 2 件以内とします。また、営業所の専任技術者は、現場代理人となることはできません。

(4) 現場代理人と主任技術者等との兼務

現場代理人は主任技術者等を兼務することができますが、別添 2「建設工事に係る現場代理人について（天理市総務課入札審査室）2. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について」に基づき、兼務できる工事（技術者の専任を要しない工事）の件数は 2 件以内とします。

2. 主任・監理技術者について

(1) 主任・監理技術者の資格要件

- ①直接的かつ恒常的な雇用関係であること。ただし、入札の申込みのあった日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることを要します。
- ②工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。（主任技術者の場合：建設業法第 7 条 2 号による）（監理技術者の場合：建設業法第 15 条

2号による)

③「②」とは別に定めるよう要件等があれば、その要件を満たす者であること。

(2) 主任・監理技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額 4,500 万円以上、建築一式工事においては 9,000 万円以上）に配置する主任・監理技術者は、特別な場合を除き原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。専任を要しない工事の主任技術者であれば他の工事との兼務も可能ですが、変更により契約金額が 4,500 万円（建築一式工事においては 9,000 万円以上）を超える可能性のある工事との兼務については行わないよう留意する必要があります。

(3) 主任技術者等の配置の特例

専任の主任技術者の配置が必要な工事のうち、密接な関係のある二つ以上の（工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる）工事を同一の建設業者が同一の場所又は工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。（原則 2 件程度とします。）

なお、この特例は監理技術者には適用されませんので、ご留意をお願いし

ます。

また、工事 1 件の請負金額が専任の主任技術者を配置する必要のない工事
については、現場代理人を兼務しない主任技術者であれば、同一の主任技術
者が管理できる工事件数は原則 3 件までとします。

3. 営業所の専任技術者について

(1) 営業所専任技術者の配置

建設業法第 7 条第 2 号又は第 15 条第 2 号において、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1 人で複数工種の営業所の専任技術者を兼務することは可能です。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。

(3) 主任技術者等との兼務について

主任技術者等が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者との兼務が可能です。

①当該営業所において請負契約が締結された工事であること。

②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

4. 現場代理人及び技術者等の配置について

現場代理人及び技術者等の配置について、兼務の可、不可について別添1の表にまとめていますので、参照ください。なお、別添1の表にあてはまらない場合は、監督職員に問い合わせてください。

5. 配置技術者等の変更について

配置技術者等の変更については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中での交代を認めておりません。なお、一般競争入札については、入札参加資格（確認）申請の配置予定技術者の届により届出た時点から、特段の事情がないかぎり変更を認めません。ただし、病休・死亡・退職などの特別な理由がある場合や、工場での製作期間と現場での据付期間等で変更を認める場合は除きます。

別添 1

○兼務可 ×兼務不可

		専任を要しない工事（注 1）		専任を要する工事（注 2）	
		現場代理人	主任（監理）技術者	現場代理人	主任（監理）技術者
同一工事	現場代理人		○		○
	主任（監理）技術者	○		○	
別途工事	現場代理人	○ (注 3)	○ (注 3)	×	×
	主任（監理）技術者	○ (注 3)	○ (注 4)	×	×

注 1 専任を要しない工事とは、契約金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合、9,000 万円）未満の工事をいう。

注 2 専任を要する工事とは、契約金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合、9,000 万円）以上の工事をいう。

注 3 現場代理人及び主任技術者等の兼務は、特別な場合のみ可能です。（特別な場合については、別添 2「建設工事に係る現場代理人について（天理市総務課入札審査室）2．現場代理人の現場常駐義務の緩和について」によるものとします。）現場代理人のみの兼務の場合、現場代理人及び主任技術者の兼務の場合、ともに兼務できる工事件数は 2 件までとします。

注 4 兼務可は主任技術者のみとし、兼務できる工事件数は、現場代人を兼務しない場合にかぎり 3 件までとします。

注 5 特例あり。（「現場代理人及び主任技術者等の適正配置について 2．（3）主任技術者等の配置の特例」を参照）

建設工事に係る現場代理人について

平成27年11月 1 日

平成28年 6 月 1 日

令和 5 年 1 月 1 日

令和 7 年 2 月 1 日

天理市役所総務課入札審査室

天理市発注の建設工事にに関して、建設工事請負契約書第10条に定める現場代理人の取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 直接的・恒常的雇用関係について

現場代理人は、建設工事請負契約書の規定により請負代金の請求及び受領等の一部の行為を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。こうした権限の重大性を鑑み、請負契約の適正な履行のため、現場代理人には受注者との直接的で恒常的な雇用関係を求めるものとする。

天理市から建設工事を受注した者は、現場代理人の選任にあたり直接的・恒常的雇用関係を証するため、担当課の求めに応じて健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写しを提出すること。

※「直接的」とは、「請負者と直接雇用関係にあること」を、「恒常的」とは、「入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること」を指す。

入札の申し込みのあった日＝一般競争入札における入札参加資格確認申請日
指名競争入札における入札執行日
随意契約における見積書提出日

2. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

現場代理人は工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、特別の理由がある場合を除き作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務付けられているが、契約書第10条第3項の規定により、工事現場における運営・取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保

されると発注者が認めた場合には、例外的に常駐を要しないこととすることができる。

これに関して、常駐義務の緩和に関する要件は以下のとおりとする。

(1)常駐を要しない期間

下記の期間については設計図書・工事打合簿等で明記されている場合に限り、常駐を要しないこととする。ただし、当該期間においても発注者との連絡体制を確保すること。

- ①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ②第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④①～③に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(2)常駐を要しない工事

(1)に定める期間の外、以下の要件を全て満たす工事案件については常駐を要しないことができる。

- ①請負金額 4,500 万円（建築一式の場合は 9,000 万円）未満の工事で、工事担当課が当該工事の安全管理・工程管理等の工事現場の運営・取締り等に支障がないと認めるもの。
- ②発注者又は監督職員と、携帯電話等で常時連絡が取れること。

なお、常駐義務の緩和に伴い現場代理人が他の工事の現場代理人又は技術者を兼任する場合は、以下の条件の全てを満たしていること。

- ①兼任する工事の件数が2件以内であること。
- ②兼任する工事現場間の距離が概ね20km以内であること。
- ③発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- ④天理市以外が発注する工事の現場代理人との兼任を行う場合は、当該発注機関の了承を得ていることが書面で確認できること。

※発注者は、届出の内容に虚偽記載がある場合や連絡・施工体制の不備等、兼任に支障があると認められる場合は、常駐義務緩和措置の解除を行うことができるものとする。

この場合、受注者は工事現場に常駐することができる別の現場代理人を速やかに配置すること。なお、これにあたって現場代理人の円滑な再配置が行えない場合には、天理市建設工事請負契約書第 47 条の規定による契約解除もありうるので、留意すること。

3. 現場代理人の交代について

現場代理人は現場の運営や取締りの責任者であることから、契約期間中に現場代理人を変更することは適正な契約履行の確保の観点から好ましいとは言えず、当該工事が完了するまでは基本的に契約期間中での変更を認めない。

ただし、工事担当課において契約の履行に支障がないと認めた場合のみ変更を認める。事前に工事担当課に変更理由を届けて打ち合わせを行い、業務に支障のないよう円滑な引き継ぎを行うこと。

4. その他

これらの取扱いは、建設業法第 26 条第 3 項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任を緩和するものではない。また、常駐緩和等の措置を受けるために虚偽の申出をしたことが明らかとなったときは、緩和措置を解除するとともに指名停止等の措置を取る。